

In depth

A look at current financial reporting issues



No. US2018-08
June 11, 2018

信用減損基準が非金融サービス企業に与える影響

目次:

概要—信用減損	1
現在予想信用損失 (CECL) — 一般的な原則	2
売却可能負債性証券の減 損モデル	8
今後について	9

要点

金融サービス企業は、米国財務会計基準審議会 (FASB) の金融資産に関する新しい減損モデルに広い範囲で影響を受けますが、非金融サービス企業もまた、営業債権、貸付金、満期保有目的の負債性証券、リース債権、金融保証など、新しいモデルの対象となる金融資産を保有しています。さらに、多くの非金融サービス企業は、改正された減損モデルの対象となる売却可能負債性証券のポートフォリオを保有しています。

[In depth US2016-07](#)「FASB の新たな金融商品減損モデル—会計処理および開示に関する検討事項」では、新基準の詳細な分析を行いました。本 In depth US2018-08 では、特に消費財・産業財・サービス企業に適用される規定を重点的に扱っています。

概要—信用減損

現行の米国会計基準 (US GAAP) には、当期純利益を通じて公正価値で測定されないさまざまな種類の金融商品 (すなわち、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産) について、多くの減損モデルが存在します。これらのモデルは、損失が発生してから減損を事後的に認識するものです。金融危機の後、これらのモデルは、損失が予想される時点ではなく、損失が発生した時点で認識するため、損失の認識が遅れるという批判を受けました。

利害関係者の懸念に対処するため、FASB は、会計基準アップデート (ASU) 2016-13「金融商品—信用損失」を公表しました。ASU 2016-13 は、現在予想信用損失 (CECL) モデルを導入しています。このモデルは、引当金勘定を設定を通じて予想信用損失を認識し、各報告日に再測定することを要求するものです。FASB の新しいガイダンスは、償却原価で測定する金融資産¹、新リース基準 (会計基準コード化体系 (ASC) 842) に基づき貸手が認識する販売型および直接金融リースへの純投資、ならびに特定のオフバランスの信用エクスポージャー²の測定に単一のモデルを導入することで、現行基準を単純化しています。

FASB は、CECL モデルを売却可能負債性証券 (すなわち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産) にも適用すべきかどうかについて議論しました。しかし、最終的には、いくつかの変更はあるものの、既存の減損モデルを維持することを選択しました。

¹ このモデルの適用範囲の償却原価で測定される金融資産には、金融債権 (企業の財政状態計算書において資産として認識されている、現金を要求時または所定の日付もしくは交渉可能な日付時点で受け取る契約上の権利 (例えば、貸付債権))、満期保有目的の負債性証券、収益取引から生じる債権 (例えば、営業債権)、再保険債権、ならびに買戻条件付証券貸借契約に関連する債権が含まれます。

² このモデルの適用範囲のオフバランスの信用エクスポージャーには、オフバランスのローン・コミットメント、スタンドバイ信用状、保険契約として会計処理されていない金融保証、および ASC 815「デリバティブ及びヘッジ」の範囲に含まれないその他の類似の金融商品が含まれます。

現在予想信用損失(CECL) — 一般的な原則

CECL モデルは、過去の情報、現在の情報、合理的かつ裏付け可能な予測ならびに期限前償還の見積りに基づいて、エクスポージャー(またはエクスポージャーのプール)の存続期間にわたって予想される信用損失を見積ることを企業に要求しています。CECL モデルでは、類似するリスク特性を有する金融資産をグループ化(プール)してこの信用損失を決定する必要があります。資産が他の金融資産と類似するリスク特性を有していない場合には、減損の有無について個別に評価しなければなりません。

損失の見積りは、合理的かつ裏付け可能な予測に基づいています。合理的で裏付け可能な予測ができる期間を超える期間について、新しい基準は、過去の損失情報に遡ることを企業に要求しています。CECL モデルは、合理的で裏付け可能な予測を行うための具体的な方法、損失の予測が可能な期間の長さおよび見積りを裏付けるために求められる精度を規定するガイダンスを提供していません。その結果、合理的で裏付け可能な予測期間の決定は、全体的な予想信用損失を見積る際に行う判断となります。

CECL モデルは、全期間の信用損失の見積りを行う際に、将来の期待キャッシュ・フローを現在価値で割引く計算(割引キャッシュ・フロー(DCF)法)を用いるか、または過去の損失データを合理的かつ裏付け可能な将来の損失の見積りで調整するなどの割引によらないキャッシュ・フロー法を用いるかの、いずれかの方法を用いる柔軟性を認めています。割引キャッシュ・フロー法を用いる場合、資産の期待キャッシュ・フローは資産の実効金利を用いて割引かなければなりません。その結果を資産の償却原価ベースと比較し、その差額について信用損失引当金を計上します。

信用補完(保証や保険契約など)は、それらが独立した契約でない限り、予想信用損失の見積りにおいて考慮しなければなりません。例えば、ある企業がローンを組成し、そのローンの信用補完として別の企業と別個にクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結する場合、このクレジット・デフォルト・スワップ契約は別個に会計処理しなければならず、予想信用損失の見積りにおいて考慮されません。そのため、信用補完は優れた信用リスク軽減手段ではあるものの、資産に組み込まれなければ、信用損失の見積りにおいて考慮することはできません。

企業は、担保の運用または売却により金融資産の返済が見込まれる場合、金融資産に与える担保の損失軽減効果を考慮することを選択することができます。この選択を行った場合、信用損失引当金は、資産の償却原価ベースと担保の売却コスト³控除後の公正価値との差額として見積られます。例えば、債権者は、債務者の棚卸資産を担保に差し入れた債権に対する引当金を、債権の償却原価ベースと売却コスト控除後の棚卸資産の公正価値との差額として見積ることができます。

担保権が実行される可能性が高い場合には、同様に、担保の損失軽減効果が考慮されます。そのような場合、企業は、資産の償却原価ベースと担保の売却コスト⁴控除後の公正価値との差額として、信用損失引当金を測定することが求められます。

金融資産(または、その一部分)は、回収不能と判定された期間において、貸倒償却することが要求されます。貸倒償却は、一般に、商業的に合理的な資産残高の回収方法のすべてが尽きたときに行います。企業が考慮する要素には、(1)債務者がもはや弁済できないような財務状況の重要な変化、(2)担保による手取金が資産の返済に充てるのに十分あるかどうか、が含まれます。金融商品の回収額は、受領時に計上しなければなりません。

PwC の所見

CECL モデルの下で貸倒償却をいつ行うべきかの閾値は、現行基準の閾値と整合しています。これは、既存の方針や手続を可能な限り活用することを企業に認める取り組みにおいて、FASB が意識的に決定したものでした。ただし、「回収不能」という用語は定義されておらず、引き続き判断の適用が要求されます。

³ 売却コストは、企業が担保の売却(運用ではない)による返済を見込む場合にのみ考慮されます。

⁴ 売却コストは、企業が担保の売却(運用ではない)による返済を見込む場合にのみ考慮されます。

非金融サービス企業に対する関連取引

以下のリストはすべてを網羅したものではありませんが、非金融サービス企業にとって関連性のある検討事項を記載しています。

営業債権

収益取引による受取債権、すなわち営業債権は、対応する収益が ASC606「顧客との契約から生じる収益」に基づき認識された時点で認識されます。ASC606 では、他の要件の中でもとくに、顧客に移転された財またはサービスについて受け取る権利を有する対価を回収する可能性が高い場合、企業は収益を認識します。営業債権が計上される時点で、それらは CECL モデルの対象となります。

PwC の所見

ASC606 に基づく債権の当初認識に関する発生確率の要件は、顧客の返済する能力と意図を考慮します。ASC606 に基づく「可能性が高い」返済とは、信用リスクのない債権を意味するものではなく、またそのような回収可能性を考慮したことで、当初認識時に CECL モデルを適用するという企業の要求事項を排除するものでもありません。それぞれの債権は個別に検討すると回収可能とみなされる可能性がありますが、類似する債権ポートフォリオをプール・ベースで検討すると損失が予想されます。

CECL は、営業債権を含む、償却原価で測定される金融資産の減損を測定する単一のモデルとなります。したがって、償却原価で測定される他の種類の金融資産と統合的に、過去の情報、現在の状況および合理的かつ裏付け可能な予測に基づいて、契約開始時に、契約期間にわたる営業債権の予想信用損失の見積りを計上することが要求されます。

現在、ほとんどの非金融サービス企業は、過去の損失割合をそれぞれの年齢区分に当てはめる引当マトリックスを使用しています。CECL は、これらの企業に対して、全期間の予想信用損失を組み入れた将来予測的な手法を使用することを要求しています。CECL でも引当マトリックスは使用できますが、信用損失の見積りを決定するには、過去の損失データを合理的かつ裏付け可能な将来の損失予測と組み合わせる必要があります。そのため、CECL の最も目に見える影響としては、現在は、通常、引当金を設定しない流動債権や未収債権が、予想信用損失についての引当金を設定するようになることが挙げられます。

PwC の所見

非金融サービス企業は、将来予測的な損失の見積りを行うためのシステムやプロセスの複雑なモデリングを行う必要はないでしょう。さらに、一般的には売上債権が短期であるという性質を考えれば、非金融サービス企業は、損失の見積りに割引キャッシュ・フローに基づくアプローチを用いるとは見込まれません。ただし、売上債権が固有のものであり、関連する過去の損失データがない場合はこの限りではありません。すなわち、過去の損失データに基づいた引当マトリックスを使用する場合、企業は、過去の損失率が将来予測的な損失見積りの予想と整合するかどうか、また過去の損失率の調整が必要かどうかについて検討する必要があります。

事例—CECL に過去の損失率を用いた引当マトリックスを適用する場合

油井用機械を製造している企業の売掛金が、12月31日現在、合計1億4,000万ドルあります。この企業は、将来の損失を合理的かつ裏付け可能な予測で調整した過去の損失率に基づいて、全期間の信用損失を見積ります。同社は、事実と状況に基づき、過去12カ月の売掛データが、損失パターンを有効に描写するものであると結論付けています。

同社は、石油探査企業の倒産が増加傾向にあると認識しています。また、同社は、石油需要が減少すると予測できる将来の国内総生産の減少も見込んでいます。

企業は、予想信用損失の見積りをどのように行うべきでしょうか。

分析

同社はまず、売掛に関する過去の支払プロファイルを計算し、年齢区分の過去の損失率を算出します。

1. 過去の支払プロファイル

以下の表に詳述するように、同社は、過去12カ月間で100億ドルの商品を売掛で販売しています。このうち、顧客は、30日以内に20億ドル、60日以内に追加の35億ドル、90日以内に追加の30億ドル、120日以内に追加の12億ドルを支払いました。120日超経過した債権(すなわち、3億ドル)は、回収不能とみなされます。

単位:百万ドル	支払	累積回収額	未払残高
売掛合計			\$10,000
30日以内の支払	\$(2,000)	\$(2,000)	\$8,000
31日～60日までの支払	\$(3,500)	\$(5,500)	\$4,500
61日～90日までの支払	\$(3,000)	\$(8,500)	\$1,500
91日～120日までの支払	\$(1,200)	\$(9,700)	\$300

2. 過去の損失率

過去の損失率を算出する1つの方法は、以下のように、過去の売掛の損失を過去のそれぞれの年齢区分に当てはめることです。

単位:百万ドル	債権残高			
	30日以内	31日～60日	61日～90日	91日～120日
過去の残高	\$10,000	\$8,000	\$4,500	\$1,500
過去の損失	\$300	\$300	\$300	\$300
過去の損失率	3.00%	3.75%	6.67%	20.00%

過去の損失率は、将来の損失の予想が過去の金額より高いか、低い、または同額であるかを決定するために、将来の損失の合理的かつ裏付け可能な予測に対して調整しなければなりません。この例では、石油探査会社の破産の増加傾向と石油需要の減退の見通しを考慮すべきです。同社は、これらの要因が顧客の債務返済能力に悪影響を及ぼすと定量的にも定性的にも結論付ける可能性があります。この結果、過去の平均から得られた見積りに1億ドルの将来見積信用損失が加算されると仮定します。その結果、予想信用損失の総額は、過去の3億ドルではなく、4億ドルとなります。

3. 将来の損失見積りを調整すると、年齢区分の修正予想損失率は以下の通りとなります。

単位:百万ドル	債権残高			
	30日以内	31日～60日	61日～90日	91日～120日
過去の残高	\$10,000	\$8,000	\$4,500	\$1,500

過去の損失(ステップ 2 から)	\$300	\$300	\$300	\$300
予想将来損失	100	100	100	100
予想損失合計	\$400	\$400	\$400	\$400
予想損失率	4.00%	5.00%	8.89%	26.67%

4. 営業債権の以下の年齢を想定して、予想損失率を当期末残高に適用すると、予想信用損失の見積りは以下の通りとなります。

単位:百万ドル	債権残高				
	30日以内	31日～60日	61日～90日	91～120日	合計
営業債権残高	\$50	\$40	\$30	\$20	\$140
予想損失率	4.00%	5.00%	8.89%	26.67%	
予想信用損失	\$2.0	\$2.0	\$2.7	\$5.4	\$12.1

過去の損失データを将来のデータに関する合理的かつ裏付け可能な予測と調整することにより、12月31日現在の1億4,000万ドルの営業債権残高に、1,210万ドルの全期間の予想信用損失が計上されます。

販売型または直接金融リースのリース債権

多くの非金融サービス企業は、他企業にリースしている有形固定資産について、リース債権残高を有しています。ASC842「リース」は、2019年より(すなわち、早期適用をしなければ、信用損失基準の適用前または適用と同時に)適用されますが、リース開始日にリースを販売型リース、直接金融リースまたはオペレーティング・リースに分類することを貸手に要求しています。この基準では、リース開始日(すなわち、貸手が、原資産を借手が使用できるようにした日)以降に、販売型リースおよび直接金融リースに対する純投資の信用損失引当金を認識することを要求しています。販売型リースについて、リース債権の現在価値(リース料+資産の保証された残価)と資産の期待無保証残価が純投資額に含まれます。直接金融リースについては、繰延売却益を控除後の金額が純投資額に含まれます。

すべてを網羅しているわけではありませんが、貸手は、予想信用損失の見積りにあたり、以下について考慮しなければなりません。

- リースのキャッシュ・フローの支払能力に関する借手の信用リスク
- 借手の提供する残価保証の支払能力に関する借手の信用リスク
- 購入オプションを行使することが合理的に確実な金額に関する借手の信用リスク
- リース資産の保証残価および無保証残価に関連するキャッシュ・フローの軽減効果

単一のリースまたはリースのプールやポートフォリオにおける販売型リースまたは直接金融リースの予想信用損失を見積る際に、貸手は、(1)リース債権(保証残価を含む)と(2)残存リース期間中およびリース期間の終了後の無保証の残余資産から貸手が受け取る(または発生する)ことが期待されるキャッシュ・フロー(すなわち、資産の処分時に利得または損失が発生するかどうか)を考慮すべきです。保証残価契約およ

び無保証残価契約の双方において、担保の処分に関連する取引コストを考慮すべきです。

合理的かつ裏付け可能なインプットを用いた定期的な引当金の見積りと同時に CECL 引当金を算定するために、リース開始時に行った担保価値の予測は、予想信用損失の算定に含められるその他のインプットの処理と整合的に更新しなければなりません。また、企業は、特定の資産クラス(例えば、特定の業種に集中している資産または急速に陳腐化する資産)の価値が大きく変動する可能性についても考慮する必要があります。

割引キャッシュ・フロー法を用いる場合、割引率は、ASC842 の下でリース債権を測定する際に使用する利率でなければなりません。これは、CECL モデルが、他の資産に割引キャッシュ・フロー法を適用する場合には実効金利を用いて割引くことを要求しているという事実にかかわらず要求されます。

オペレーティング・リースのリース債権⁵

FASB は、請求されたオペレーティング・リース債権が CECL のモデルの適用範囲に含まれるのか否かについての議論を続けています。PwC は、この問題の解決は 2018 年夏頃になると見込んでいます。ただし、オペレーティング・リースを会計処理する際に、リース料の回収可能性が高くない場合には、ASC842-30-25-12 から 25-13 のガイダンスを適用しなければなりません。

オペレーティング・リースにおけるリース資産は、貸手の貸借対照表に計上されて、長期資産と同様、ASC360-10-35 のガイダンスに従って減損について評価されます。

貸付金およびローン・コミットメント

非金融サービス企業は、以下のような CECL の対象となる貸付債権を多く有する可能性があります。

- 役員または従業員に対する貸付金
- 店舗でのクレジットカード取引
- 税務当局が合意し、企業に支払うべき金額について法的強制力のある金融商品を発行している還付税
- 保険者が合意し、企業に支払うべき決済について法的強制力のある金融商品を発行している保険金

これらは、CECL の対象となる債権のごく一部の例です。非金融サービス企業は、CECL に基づき信用損失引当金が必要かどうかを判定するために、貸借対照表上の債権を慎重に検討しなければなりません。貸付金残高およびオフバランスのコミットメントに対する引当金に関する追加の検討事項については、[In depth US2016-07](#)「FASB の新たな金融商品減損モデル—会計処理および開示に関する検討事項」をご参照ください。

金融保証

非金融サービス企業は、他の企業に対して金融保証を発行することがあります。例えば、企業は共同支配企業の負債を取消不能で保証する場合があります。そのような金融保証の予想信用損失は、CECL モデルの対象であり、保証負債の公正価値に加えて、別個に見積もらなければなりません。その結果、保証人は、保証の開始時に保証負債を公正価値で認識し、ASC460 に基づき保証期間にわたって保証収益を認識することになります。

これとは別に、保証に関する予想信用損失の負債は、保証の開始時に CECL モデルに従って認識し、報告期間ごとに調整します。その後の信用損失に関する見積りの変更は、CECL モデルと整合的に、損益に

⁵ このセクションは、FASB スタッフとのさらなる議論を反映させるために、2018 年 6 月 13 日に改訂されたものです。

計上されます。

満期保有目的の負債性証券

満期保有目的の負債性証券の引当金に関する検討事項については、In depth US 2016-07 をご参照ください。

売却可能負債性証券の減損モデル

範囲

売却可能負債性証券は、CECL モデルの適用範囲に含まれません。売却可能に分類される負債性証券には、新たな減損モデルを適用します。新モデルは、現行モデルから一部重要な変更が行われています。

売却可能負債性証券の減損モデルは、売却可能に分類されるすべての負債性証券(社債、不動産担保証券、地方債その他の確定利付証券を含む)に適用されます。CECL モデルと売却可能負債性証券の減損モデルの違いにより、減損の時期および認識に差異が生じます。

PwC の所見

売却可能負債性証券および満期保有目的の負債性証券は、これまで同じモデルを用いて減損について評価されていました。FASB は、売却可能な有価証券については、キャッシュ・フローを回収するために保有する、償却原価ベースで会計処理される資産とは異なるモデルに従って減損を評価するべきであると結論付けました。資本金金融商品は、ASU2016-1「金融資産及び金融負債の認識及び測定」(ASU2018-03「金融商品の技術的修正および改善—全般」によってアップデートされた)に基づいて会計処理しなければなりません(連結または持分法が適用されるものを除く)。詳細な情報については、In depth US2016-01、2018-03、2018-05 をご参照ください。

売却可能負債性証券の減損モデル

現行の GAAP と同様に、売却可能負債性証券の減損モデルでは、有価証券の公正価値が償却原価ベースを下回る場合のみ、予想信用損失の見積りが必要となります。このモデルの主な変更の 1 つは、信用損失が存在するかどうかを決定する際に、売却可能負債性証券の公正価値が償却原価を下回っていた期間を考慮する要求事項が削除されたことです。さらに、予想信用損失の見積りを決定する際には、貸借対照表日後の公正価値の回復または下落を考慮すべきではありません。これらの変更の結果として、売却可能負債性証券の減損モデルは、今後は、「一時的でない」場合の減損を基礎とはしません。

CECL モデルとは異なり、売却可能負債性証券の減損モデルは、有価証券のプール分けを認めています(すなわち、信用損失引当金は、個々の有価証券のレベルに基づいて計算しなければならない。ただし、類似する有価証券グループの信用損失の予想と整合する仮定を用いることは可能)。また、予想信用損失の見積りの際に割引キャッシュ・フローモデルを用いることを要求しています。

この減損分析における主なステップは、以下のとおりです。

- a. 投資が減損しているときみなされるか否か(すなわち、公正価値が償却原価ベースを下回っているかどうか)を評価する。公正価値が償却原価ベースを上回っている場合、その投資は減損しておらず、信用損失引当金は不要である。
- b. 現行の会計基準と同様、資産が減損している場合、経営者が、(i) 有価証券を売却する意図を有しているか、または (ii) 減損した有価証券を償却原価ベースの回復前に売却しなければならない可能性の方が売却しない可能性よりも高いかどうかを検討する。これらの要求事項のいずれかが満たされた場合、報告企業は信用損失引当金を貸倒償却しなければならず、また負債性証券の償却原価ベースは、追加的な減損とともに損益を通じて公正価値まで評価減しなければならない。貸倒償却の後は、償却

原価ベースと回収が予想されるキャッシュ・フローとの差額を、金利収益として増額しなければならない。

- c. 上記 b のいずれの条件にも該当しない場合、有価証券の償却原価ベースを下回る公正価値の下落が、信用に関連するものか信用以外に関連するものかを判定する。信用損失引当金は、信用に関連する損失についてのみ要求される。公正価値の下落のうち信用に関連する部分を算定するために、企業は、有価証券の期待キャッシュ・フローの現在価値と償却原価ベースを比較しなければならない。報告企業は、信用損失引当金を計上することにより、損益を通じて信用損失を認識しなければならない。しかし、この金額は、有価証券の公正価値と償却原価ベースとの差額に限定しなければならない(この規定は「公正価値フロア」として知られている)。有価証券の公正価値と償却原価ベースとの差額から、信用損失引当金の額を控除した金額は、その他の包括利益に報告される。

PwC の所見

売却可能負債性証券の減損モデルでは、貨幣の時間価値を考慮する必要があるため、割引キャッシュ・フローの算定を行わなければなりません。すなわち、売却可能負債性証券モデルでは、予想信用損失の見積り方法について CECL モデルのような柔軟性は提供されていません。売却可能負債性証券である金融商品について、上記パラグラフの c の減損モデルは、b の要件のいずれかを満たす場合に適用される減損モデルとは異なります。パラグラフ b の要件の 1 つが満たされた場合、資産は、当期利益を通じて、その公正価値まで貸倒償却(すなわち、ベース・アジャストメント(簿価修正))をしなければなりません。このベース・アジャストメントには、信用に関連する損失と信用以外に関連する損失が含まれます。パラグラフ b の要件のいずれも満たさない場合、信用に関連する損失のみが、引当金および当期利益を通じて計上されます。

信用損失引当金は、報告期間ごとに評価しなければなりません。信用状態の改善による期待キャッシュ・フローの改善は、信用損失引当金の戻入れにより認識しなければなりません。信用損失引当金の戻入は、認識した引当金の合計を上回ることはありません。

PwC の所見

売却可能負債性証券の信用損失引当金を通じて予想信用損失の認識を求める要求事項は、現行モデルからの重要な変更です。現行モデルは、信用損失の見積りの増加をベース・アジャストメントとして、また信用損失上の見積りの改善を有価証券の実効利回りに対する修正として認識することを要求しています。

売却可能負債性証券の信用損失に関連する貸倒償却および回収は、CECL モデルの直接評価および回収ガイダンスに従って会計処理されます。

今後について

本 ASU は、SEC 登録企業の定義を満たす公開企業について、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に適用されます。その他のすべての公開企業にはさらに 1 年の猶予があります。すべてのその他の企業(一部の非営利組織および従業員給付制度を含む)については、2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度、および 2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に含まれる期中報告期間に適用しなければなりません。

早期適用は、すべての企業について、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より認められています。

幅広いクラスの金融資産に及ぼす減損測定の影響を考慮すると、非金融サービス企業は、適用戦略の策定を遅らせるべきではありません。新基準の適用には、評価専門家の関与、システム、プロセス、コントロー

ルの大幅な変更が必要となる可能性があります。

適用上の論点は、現在から適用日までの間に生じており、今後も引き続き生じる可能性が高いと考えられます。FASB は、移行リソース・グループ (TRG) を設置しており、適用上の論点が適用されたときにそれらを議論することを目的に定期的に会議を開いています。報告企業は、FASB および TRG の討議およびコミュニケーションに関連する情報を注視すべきです。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.
To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.